

確定申告が始まります！ 2月16日(金)～3月15日(木)

観音寺税務署
からの
お知らせ

～ 所得税の確定申告と納税は正しくお早めに ～

確定申告をしなければならない人

- ・事業や不動産収入のある人、土地や建物を売った人などで平成18年中の所得金額の合計額から基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除その他所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額を超える場合
- ・給与所得者で、給与の収入が2,000万円を超える場合
- ・給与を1カ所から受けている人で、給与や退職所得以外の所得が20万円を超える場合
- ・給与を2カ所以上からもらっている場合

申告に必要なもの

- ・収入や経費の内容がわかる書類
- ・平成18年分の給与や公的年金等の源泉徴収票
- ・生命保険料、損害保険料、国民健康保険料等の領収書・証明書など支払金額のわかるもの
*事業(農業を含む)収入、不動産収入のある方は、必ず収支内訳書等を提出してください。

申告書は、自分で書いて税務署へ郵送することもできます！

確定申告書の作成は、決して難しいものではありません。ご自分で書いて、早めに郵送で提出しましょう。観音寺税務署では、2月16日から3月15日までの間(土・日曜日および祝日を除く)、ご自分で確定申告書を作成される方のためにアドバイスを行いますので、不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の「確定申告書作成コーナー」では、画面の指示にしたがって金額等を入力することにより、確定申告書を作成することができます。また、自宅に居ながらにして申告や納税ができる「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」もご利用いただけます。

贈与税の申告と納税をお忘れなく！

平成18年1月1日から平成18年12月31日までの1年間に110万円を超える財産を個人からもらったときは、贈与税がかかります。ただし、婚姻期間が20年以上の夫婦間で行われる居住用不動産の贈与、または居住用不動産を取得するための金銭の贈与の場合、一定の要件に該当する場合には、申告をすることにより、基礎控除のほかに最高2,000万円までの配偶者控除が受けられます。

平成18年分の贈与税の申告と納税は **2月1日(木)から3月15日(木)まで**です。

問い合わせ 観音寺税務署 25-2191

農業委員会委員選挙人名簿縦覧のお知らせ

平成19年度の農業委員会委員選挙人名簿登載申請書は、農業委員会にて審査・判断を行い、選挙管理委員会が選挙人名簿を調製することとなっています。

そこで、選挙管理委員会では選挙人名簿の正確を期すため、平成19年度農業委員会委員選挙人名簿の縦覧を実施します。登録されているかどうか、耕作面積等の誤りがないか等の確認をされる方は下記の期間内に縦覧してください。

縦覧期間 2月23日(金)～3月15日(木)(土・日曜は除く) 午前8時30分～午後5時

縦覧場所 三豊市選挙管理委員会事務局(三豊市役所 3階 総務課内)

農業委員会委員選挙人名簿は縦覧期間を経て3月31日に確定した後、1年間据え置くものとなっており、上記の名簿縦覧期間以外は縦覧できませんので、名簿登録確認等をされる場合は必ず期間内に縦覧してください。

問い合わせ 三豊市選挙管理委員会事務局(総務課内) 62-1111

平成 19 年度から住民税(市・県民税)が変わります

平成 19 年度の市県民税は、平成 18 年分所得の内容をもとに 6 月から課税されますが、税法改正により平成 19 年度から市県民税が次のように変わります。

税源移譲により市県民税の税率が変わります

税制改正により、平成 19 年度から市県民税の税率が変わります。

これは地方自治体の自主的な財源を確保するために、国税の所得税から地方税の市県民税へ「税源移譲」が行われることによるもので、これまで市県民税は所得に応じて 5%、10%、13% の 3 段階の税率がとられていましたが、平成 19 年度の市県民税から所得に関わらず一律 10% の税率に変わります。

この改正によって多くの方は市県民税の税額が上がることとなりますが、所得税の税率構造も見直されるため平成 19 年分から所得税額は下がり、市県民税と所得税を合わせた税負担は基本的に変わりません。

	税源移譲前	税源移譲後
市県民税	(課税所得) 700 万円 13% 200 万円 10% 0 円 5%	(課税所得) 一律 10%
所得税	(課税所得) 1800 万円 37% 900 万円 30% 330 万円 20% 0 円 10%	(課税所得) 1800 万円 40% 900 万円 33% 695 万円 23% 330 万円 20% 195 万円 10% 0 円 5%

課税所得とは...所得金額から所得控除額を差し引いた残りの金額のことです。この「課税所得」に税率をかけたものが「税額」になります。

定率減税が廃止されます

景気対策のための暫定的な税負担軽減の措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて平成 19 年度の市県民税より廃止（所得税は平成 19 年分より廃止）になります。

	[平成 18 年度市県民税] [平成 18 年分所得税]	[平成 19 年度市県民税] [平成 19 年分所得税]
所得税	税額の 10% 相当額を控除 (控除限度額: 12 万 5 千円)	廃止
市県民税	所得割額の 7.5% 相当額を控除 (控除限度額: 2 万円)	廃止

市県民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています

年齢 65 歳以上の方で前年の合計所得金額が 125 万円以下の方に対しては、平成 17 年度まで市県民税は非課税になっていましたが、平成 18 年度の市県民税より所得に応じて課税されるようになりました。

ただし、この改正には 3 年間の経過措置があり、平成 17 年 1 月 1 日までに 65 歳以上であり、かつ所得が 125 万円以下の人に限り、平成 18 年度の市県民税の内 3 分の 2 を控除、平成 19 年度の市県民税の内 3 分の 1 を控除され、平成 20 年度の市県民税でこの経過措置による控除がなくなります。

問い合わせ 税務課 62 - 1114

市営墓地の使用者を募集します

三豊市では、次のとおり市営墓地の墓所使用者の公募を行います。使用を希望される方は墓所使用許可申請書に必要書類を添えてお申し込みください。

- 公募期間** 2月13日(火)~28日(水) (土・日曜、祝日は除く)
- 受付場所** 環境衛生課または各支所住民課
- 区画** 久保谷霊園(三野町大見甲7106番地1)3区画
詫間中央霊園(詫間町詫間7053番地1)5区画
- 永代使用料** 久保谷霊園 300,000円
詫間中央霊園 402,000円
- 申し込み資格** 三豊市内に本籍がある方、または三豊市内に1年以上住所がある方
- 選考方法** 希望区画が競合したときは抽選



申請書は環境衛生課、各支所住民課にあります。必要書類・墓所の位置等詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ 環境衛生課 62 - 1120